

一般債振替制度
支払代理人 業務責任者各位

株式会社証券保管振替機構
社債投信業務部

特例一般債に係る銘柄公示情報（一般債）からの削除手続について

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、機構では、社債等に関する業務規程（以下「規程」といいます。）第69条に基づき、機構ホームページ上の銘柄公示情報（一般債）において一般債に関する内容の提供を行っております。銘柄公示情報（一般債）への掲載は原則として残高が0以外の銘柄を対象としておりますが、特例一般債（規程附則第2条に規定する特例一般債をいいます。以下同じ。）のうち下記1.の条件に該当する銘柄については、残高が0となった場合であっても、償還期日が到来するまでは銘柄公示情報（一般債）への掲載が継続されることとなっています。

今般、残高が0になった特例一般債に関する情報を償還期日前に銘柄公示情報（一般債）から削除するための手続について、下記のとおり取りまとめましたので、御通知申し上げます。

記

1. 対象銘柄

以下の二つの条件をともに満たした銘柄が対象となります。

- (1) 特例一般債¹
- (2) プットオプション行使に伴う繰上償還又は買入消却により残高が0となった銘柄²

2. 具体的な取扱い

支払代理人は、自らが支払代理人となっている特例一般債について、上記1.(2)に定める方法により発行額の全てが繰上償還又は買入消却された場合には、「銘柄情報削除申請書（社債等振替制度・一般債用）」（別紙参照。）を機構に提出してください。当該申請書受領後、機構が速やかに銘柄情報の削除を行うことにより、当該銘柄は銘柄公示情報の掲載対象外となります。

（添付資料）

別紙 銘柄情報削除申請書（社債等振替制度・一般債用）

以 上

¹ 特例一般債以外の一般債は、対象銘柄ではありません。

² コールオプション行使に伴う繰上償還（発行残高の全部を償還する繰上償還に限る。）により残高が0となった銘柄は、対象銘柄ではありません。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社証券保管振替機構 社債投信業務部 一般債担当

電話番号：03 - 3661 - 7193 FAX：03 - 3661 - 7120

e-mail：sb@jasdec.com